

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課) 1
○種畜証明書の書換え交付の通報	(畜産振興課) 1
○牛のヨーネ病の発生	() 1
○漁獲共済の同意成立(第2号漁業)	(海洋政策課) 1
○地籍調査の事業計画の一部変更	(用地対策課) 1
公告	
○工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施	(消防政策課) 1
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則	(12・16揭示) 2
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	5

告 示

高知県告示第1号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成21年1月6日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成20年11月1日	株式会社リード薬局 南国市明見538番地6	リード薬局 南国市明見538番地6 居宅療養管理指導
〃	〃	リード薬局パイバス店

		南国市明見800番地2 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
〃	有限会社くろしお薬局 高知市塩屋崎町二丁目13番10号	有限会社くろしお薬局佐川店 高岡郡佐川町甲1356番地3 居宅療養管理指導

高知県告示第2号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年1月6日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
平20高知県1第1号 山嶺(全和褐原106) 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	安芸郡田野町池地 伸之	高岡郡佐川町高知県畜産試験場
平20高知県1第31号 千代隆(全和褐201) 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	高岡郡佐川町高知県畜産試験場	安芸郡田野町池地 伸之

高知県告示第3号

牛のヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月6日

高知県知事 尾崎 正直

患畜

発生頭数	発生場所又は区域	発生年月日	処分
1頭	室戸市	平成20年12月12日	殺処分

高知県告示第4号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成21年1月6日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

- 高知県漁業協同組合の地区のうち旧宇佐漁業協同組合の地区
小型かつお漁業
- 春野町漁業協同組合の地区
総トン数20トン未満の漁船により行う漁業

高知県告示第5号

平成20年5月高知県告示第308号、同年7月高知県告示第471号及び同年10月高知県告示第621号で告示した平成20年度における地籍調査の事業計画の定めの一部を変更したので、国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年1月6日

高知県知事 尾崎 正直

区分	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
変更前	土佐町	土佐郡土佐町笹ヶ谷、大淵及び有間の各一部	平成20年度中
変更後		土佐郡土佐町有間及び古味の各一部並びに同町笹ヶ谷及び大淵	

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習(以下「講習」という。)を次のとおり行う。

平成21年1月6日

高知県知事 尾崎 正直

1 講習の実施日時、実施場所及び区分

講習の実施日及び実施場所	講習の区分	講習の実施時間

平成21年2月3日(火) 高知県庁正庁ホール	警報設備	午前9時から午後5時まで
平成21年2月4日(水) 〃	消火設備	〃
平成21年2月5日(木) 〃	避難設備及び消火器	〃

2 講習の受講の申請手続

(1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部(消防署)で配布する。

(2) 受講申請書の提出先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会

(3) 受講申請書の受付期間

受講申請書は、平成21年1月13日(火)から同月23日(金)までの間に受け付ける。

(4) 講習の受講手数料

受講手数料として、7,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書にはり付けて納入すること。

3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会(電話番号088-823-9099)

公安委員会規則

高知県警察の行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月16日(揭示済)

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

高知県公安委員会規則第12号

高知県警察の行政不服審査手続に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の行政不服審査手続に関する規則(昭和48年高知県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「または警察署長()を「又は警察署長(高速度道路交通警察隊長を含む。)」に、「行なう」を「行う」に改める。

第2条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「行なった」を「行った」に、「および」を「及び」に改め、同条第2号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め

る。

第3条中「別記」を「別記第1号様式」に、「行なう」を「行う」に改める。

第4条中「または」を「又は」に、「、高知県警察本部監察課長(以下「監察課長」という。)」を「高知県警察本部警務部監察課長」に、「、当該不服申立事案」を「当該不服申立て事案」に改める。

第5条第1項中「第4条第1項」を「前条」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に改める。

第6条第1項中「第25条第1項(法第48条および法第52条第2項において準用する場合を含む。)

ただし書」を「第25条第1項ただし書(法第48条及び第52条第2項において準用する場合を含む。)」に、「または」を「又は」に、「第4条第1項」を「第4条」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第7条第1項中「および法」を「及び」に、「または」を「又は」に、「第4条第1項」を「第4条」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第8条中「および法」を「及び」に、「または」を「又は」に、「別記第1号様式」を「別記第2号様式」に改める。

第9条第1項中「および法」を「及び」に、「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条第2項中「第8条」を「前条」に改める。

第10条中「、または」を「又は」に、「行なった」を「行った」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第11条中「行なった」を「行った」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「別記第4号様式の執行停止取消通知書」を「別記第5号様式の執行停止取消し通知書」に改める。

第12条の見出し中「、決定等」を「又は決定」に改め、同条中「および法」を「及び」に、「裁決(決定)は、主文および」を「裁決又は決定は、主文及び」に、「裁決(決定)書により行なう」を「裁決書又は決定書により行う」に改める。

第13条の見出し中「審査手続き」を「審査手続」に改め、同条中「審査手続き」を「審査手続」に、「次の各号に」を「次に」に、「本部長」を「、本部長」に改め、同条ただし書中「または」を「又は」に改め、同条第1号中「および法」を「及び」に改め、同条第2号中「第22条」を「第22条第1項」に改め、同条第5号中「第25条第1項(法第48条および法第52条第2項において準用する場合を含む。)

ただし書」を「第25条第1項ただし書(法第48条及び第52条第2項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第6号中「および法」を「及び」に改め、同条第7号中「第26条(法第48条および法第52条第2項において準用する場合を含む。)

ただし書」を「第26条ただし書(法第48条及び第

52条第2項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第8号中「第27条」を「第27条(法第48条及び第52条第2項において準用する場合を含む。)」に、「および」を「及び」に改め、同条第9号から第11号までの規定中「および法」を「及び」に改め、同条第12号及び第13号中「および」を「及び」に改める。

別記を削る。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第3条関係）

教示文

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき に対して異議申立て（審査請求）をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると異議申立て（審査請求）をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法に基づき高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、 になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て（審査請求）をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立て（審査請求）に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、この場合においても、その異議申立て（審査請求）に対する決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第2号様式（第8条関係）

証拠書類等保管簿

整理番号	品名	数量	提出年月日	提出者の住所及び氏名	保管者印	返還年月日	引渡者氏名	受取人の住所及び氏名

第3号様式（第9条関係）

物件提出依頼書	
第 号 年 月 日	
(住所) (氏名) 様	
(審理庁) 印	
に対する不服申立ての審理のために必要がありますので、次のとおり物件の提出をお願いします。	
不服申立ての件名	
不服申立人氏名	
提出を求める物件の品目及び数量	
提出期限	
提出場所	

第4号様式（第10条関係）

執行停止通知書	
第 号 年 月 日	
(住所) (氏名) 様	
(審理庁) 印	
に対する不服申立てに係る処分について、次のとおり執行停止を(しないこと)したので通知します。	
不服申立ての件名	
不服申立人氏名	
不服申立てに係る処分	
執行停止の内容	
執行停止期間	

第5号様式 (第11条関係)

執行停止取消し通知書	
	第 号 年 月 日
(住所) (氏名) 様	(審理庁) 印
に対する不服申立てに係る処分の執行停止を次のとおり取り消した ので、通知します。	
不服申立ての件名	
不服申立人氏名	
不服申立てに係る処分	
執行停止の内容	
執行停止期間	
執行停止を取り消した理由	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第1号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成21年1月6日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
雑踏警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
(1) 検定の実施日及び開始時間
平成21年4月23日(木)午前9時
(2) 検定の実施場所
高知市春野町芳原2485番地
高知県立春野総合運動公園陸上競技場
- 3 検定の実施予定人員
10人
- 4 受検資格者
高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)
- 5 検定の方法
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
(1) 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 雑踏の整理に関すること。
エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
(2) 実技試験
ア 雑踏の整理に関すること。
イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定申請手続
検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行うこと。
(1) 検定申請の受付期間
平成21年3月9日(月)から同月27日(金)まで(日曜

<p>日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等 ア 検定申請書 1通 イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。） ウ 写真（検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料 検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項 (1) 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。 (2) 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽 エ 雨着（雨天時に使用する。） オ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p> <p>9 その他 この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県</p>	<p>公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。</p> <p>10 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号088-826-0110内線3023、3024、3027）又は県内の各警察署警備係担当係</p>	
--	--	--